

# 商品概要説明書

## 一般財形貯金

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

商品名	・一般財形貯金
ご利用いただける方	・ J A と財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）
期間 （預入期間）	・ 3 年以上
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）預入貯金の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の賃金から年 1 回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与</li> <li>・ 1 回あたり 1 円以上</li> <li>・ 1 円単位</li> <li>・ 預入日の 3 年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。</li> </ul>
払戻方法	・ 一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。</li> <li>・ 払戻時に一括して支払います。</li> <li>・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年ごとに複利計算をします。</li> <li>・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。</li> <li>・ 金利は店頭のコピーボードに表示しています。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 （公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融業務課（電話：018-832-6626）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所（電話：018-864-2030）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融業務課または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>

その他参考となる 事項	・「退職等に関する通知書」（退職した日から6か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。
----------------	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A秋田なまはげ